



iGAAP in Focus

財務報告

2023年4月

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい



iGAAP in Focus

財務報告

不確実性のある時代における報告:銀行セクターにおける最近の事象の影響

目次

破綻した銀行へのエクスポージャーに 個別に関連していない財務報告事 項

破綻した銀行へのエクスポージャーに 関連する財務報告事項

さらなる情報

ここ数週間は、2008年の金融危機以来、銀行セクターにとって最も困難なものであった。UBSによるクレディ・スイスの買収に加えて、3つの中規模の米国の銀行が破綻した。

これらの動向は、現在のマクロ経済および地政学的環境によってもたらされる継続的な課題と不確実性を背景に生じている。例えば、世界的なサプライチェーンの大幅な混乱、エネルギー価格および労働力不足の結果として、多くの製品コストおよび従業員コストが増加している。同時に、世界の中央銀行は、歴史的に高いインフレ率の影響を和らげるために金利を引き上げている。

デロイトの iGAAP in Focus Closing Out 2022 に記述されているように、企業は、この困難な状況にどのように対処しているかについて、透明性をより高める必要がある。この Closing Out ニュースレターは、不確実性のある時代における主要な財務報告の検討事項に関連性のある情報源であり続けている。特に、最近の事象は、過去数か月にすでに観察されたものを超えて信用状況を厳しくする可能性がある。その結果、破綻した銀行へのエクスポージャーにかかわらず、IFRS 第 7 号「金融商品:開示」で要求される流動性リスクに関する情報、および IAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求される継続企業および重大な判断を適時に開示していることを確認しなければならない。

本ニュースレターでは、IFRS 会計基準を適用する企業についての、最近の事象に関連する主要な財務報告事項を取り上げている。

破綻した銀行へのエクスポージャーに個別に関連していない財務報告事項

このセクションのガイダンスは、金融機関に最も関連性がある。しかし、予想信用損失(ECL)および無形資産の減損に関連するトピックのような特定のトピックは、非金融企業にも適用される場合がある。

リスク管理/ヘッジ戦略/流動性の開示

市場のコメンテーターは、最近の銀行の破綻のいくつかは、特に企業および個人の預金保有者によるデジタル・バンキングの広範な使用の結果として、預金者が預金を引き出すことができる速度を浮き彫りにしたと述べている。銀行のリスクは、一方的に資金を引き出す権利を持つ預金者および他の貸手への集中に、流動性が依存している場合に増加す

る。利用者が企業の流動性リスクを理解することに役立てるために、IFRS 第7号は、金融負債の契約上の満期に関する特定の表形式の開示を要求し、重要なこととして、どのように流動性リスクを管理するかの説明を要求している。企業

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

www.iasplus.com www.deloitte.com www.deloitte.com/jp/ifrs のより広範な資産および負債リスク管理と結びつく、流動性リスク、市場リスクおよび金利リスク管理の開示は、金利が変動し、リスク回避が行われている時期 には特に重要である。資産または資金調達源のいずれかに流動性リスクが著しく集中していることに関する情報も、関連性がある可能性が高い。

ヘッジ会計は要求されるものではなく、リスク管理と整合している場合にのみ適用される場合があることを考慮して、最近の事象により、リスク管理とヘッジ会計の相互作用をよりよく理解することの重要さが強調される。IFRS 第 7 号は、リスク・エクスポージャーのカテゴリーごとにリスク管理戦略の開示を要求している。この戦略の実行が、企業がどのように科目をヘッジするかの企業の選択とどのように結びつくかを企業が説明する場合、このような開示は、より大きな価値がある。さらに、IFRS 第 9 号「金融商品」とは異なり、IAS 第 39 号「金融商品・認識及び測定」は、企業がヘッジ会計関係の指定を任意で中止することを認めている。IAS 第 39 号のヘッジの要求事項を適用する企業にとって、中止の動機、およびそのような活動がリスク管理戦略とどのように結びついているかを開示することは特に重要である。IFRS 第 9 号または IAS 第 39 号のいずれがヘッジ会計関係に適用されるかどうかにかかわらず、企業は、IFRS 第 7 号で要求されているように、生じたヘッジの非有効部分の新たな発生原因を開示しなければならない。

予想信用損失

予想信用損失(ECL)は、負債性金融商品、リース債権、引受ローン・コミットメント、および金融保証で発生するキャッシュ不足額の現在の確率加重計算を反映している。ECL の見積りでは、現在の経済環境が借手の返済能力に与える影響、特にインフレ、金利上昇、企業収益性の低下、家計所得の減少から生じる影響を考慮しなければならない。クレジット・スプレッドが全般的に拡大すると、エクスポージャーが 12 か月 ECL から全期間 ECL に移行する可能性が高まる。これは、最近の事象が、エクスポージャーが最初に認識されたときの信用リスクと比較して、信用リスクの著しい増大を生じさせた可能性があるという事実を反映している。これは、不均衡な負担のインフレと金利が他のグループと比較して当該グループに与える可能性があることを反映して、特定のセクターや地域へのエクスポージャーにより集中する可能性がある。

無形資産の減損

企業は、以前の買収から認識されたコア預金無形資産、アセット・マネジメントおよびブローカレージ関連の契約および関係、またはクレジットカード所有者および加盟店の関係のような、のれんおよび無形資産を有する場合がある。IAS 第 36 号「資産の減損」は、(他の要因の中でも)企業が営業している技術的、市場的、経済的または法的環境において、または資産が利用されている市場における悪影響のある著しい変化を考慮することを企業に要求する。その際、最近の事象が、例えば株式の市場価値の減少または預金残高の流出の結果として、資金生成単位の回収可能額に悪影響を及ぼしていないかを検討しなければならない。さらに、企業は、特定の無形資産の基礎となる顧客および第三者の関係が消費者行動の影響を受けているかどうか、およびこれが減損の兆候である可能性があるかどうかを評価しなければならない。非金融資産の減損に関連する追加の検討事項は、デロイトの *IGAAP in Focus Closing Out* 2022 参照。

破綻した銀行へのエクスポージャーに関連する財務報告事項

さらに、以下の包括的ではない質問のリストは、破綻した銀行にエクスポージャーを有する企業に関連性がある場合がある。

• 企業は、破綻した銀行に現金預金またはキャッシュ・スイープロ座を有しているか?

一般に、米国では、銀行が管財人の管理下になると、無保険の預金者は指定された管財人から管財人証明書を受け取ることが可能になる。ブリッジ・バンクの無保険預金者が連邦預金保険公社(FDIC)によって完全に保護され、管財人証明書が取得されなかったケースがあった。ただし、管財人証明書を受け取った場合、当該金融商品は現金または現金同等物ではなく金融債権とみなされ、IFRS 第9号における ECL の要求事項の対象となる。完全に保護されていないブリッジ・バンクの無保険預金については、規制当局が無保険預金を保護するという仮定の下で、損失のリスクがないと考えるのは不適切である。企業はまた、例えば預金を引き出すタイミングを制限する規定が実施されている場合、追加のリスクが存在するかどうかを検討しなければならない。

米国では、キャッシュ・スイープロ座は通常、設定された限度額まで FDIC 保険に加入しており、預金口座と同様に扱われる(それぞれ、保険に加入しているかまたは無保険かにより)。これらの口座は、取引相手の資産とは別に、取引相手が保護預かりするマネー・マーケット口座に資金をスイープするように設計されている。ブリッジ・バンクが保有する有価証券(マネー・マーケット口座を含む)は、別の第三者のカストディアンに譲渡可能であることが期待されている。企業は、ビジネスの中断の結果として資金へのアクセス遅延が予想されるかどうかを判断するために、ブリッジ・バンクまたは指定された管財人に連絡することを望むかもしれない。

• 企業は、既存の債務の特約条項(コベナンツ)に違反する可能性のある行動をとったか?

特定の債務の契約には、(1)預金口座を特定の銀行に保有することを要求し(例えば、適格口座に保有されている現金または有価証券を含む特定の流動性指標)、および(2)銀行の破綻に対する企業の対応(例えば、別の銀行への現金の送金)により違反となる可能性があるという契約がある。銀行の破綻は、契約条件に基づく貸手による債務の特約条項の執行可能性に影響する場合がある。しかし、管財人の法的権利を考慮しなければならない。特約条項

に違反した場合、その救済策により、貸手(または管財人)が債務を償還させることができ、要求に応じて期限が到来したとみなされる可能性がある。これは、IAS 第1号を適用して流動負債に債務の分類が要求される場合がある。

- 企業は、債務契約を条件変更、交換、またはその他の方法で変更する、または代替融資を受けた、または計画しているか? もしそうであるならば、IFRS 第 9 号を適用して、企業は条件変更が大幅であるかどうかを検討しなければならない。これには通常、定性的要因と、条件変更によって金融商品のキャッシュ・フローの正味現在価値が 10%超の変動が生じるかどうかの評価(「10%テスト」)が含まれる。条件変更が大幅なものである場合、既存の金融負債は認識が中止され、新しい負債は公正価値で認識され、利得または損失が生じる。ただし、帳簿価額の修正は、条件変更が大幅でなく認識が中止されない場合でも発生することに注意することが特に重要である(条件変更されたキャッシュ・フローを当初の実効金利で割り引くことによって算定される)。
- 企業は、銀行破綻にさらされているローン・コミットメントまたはスタンバイ信用状を保持しているか?

 IFRS 会計基準は、保有者の観点から IFRS 第 9 号の範囲外のローン・コミットメントの測定に関する具体的なガイダンスを提供していない。ローン・コミットメントの保有者が契約を締結するために引受の対価を支払う場合、対価の公正価値を資産として認識するべきである。保有者の観点からは、資産は、企業が将来、有利となる可能性のある事前に指定された条件で借りる権利を表している。同様に、保有するスタンバイ信用状は、支払った対価の公正価値で認識する金融保証の一形態である。

企業が銀行破綻にさらされているローン・コミットメントまたはスタンバイ信用状を保有している場合、当該資産が減損しているかどうかを検討しなければならない。企業は、流動性および継続企業に関連する潜在的な開示の影響も検討しなければならない。

- 信用リスクの変動またはそれに対する企業の対応は、既存のデリバティブ契約に影響を与えるか? もしそうである場合、債務不履行事象が発生し、継続しているかどうか、契約が引き続き有効かどうか、不履行ではない当事者の権利、およびそのような契約 条件が公正価値測定に与える影響を判断するために、企業はそのようなデリバティブ契約の契約条件を評価しなければならない。
- 銀行破綻のエクスポージャー、信用リスクの変動、またはそれに対する企業の対応へは、既存のヘッジ関係に影響を与えるか? ブリッジ・バンク、つまり破綻した銀行に対応して規制当局によって設立された一時的な銀行に負っている債務は、適格なヘッジ関係のヘッジ対象として指定されている可能性がある。もしそうである場合、企業はヘッジ会計への影響を検討しなければならない。例えば、代替債務の発行により、指定文書におけるヘッジ対象をどのように識別したかによって、企業がヘッジ関係を中止することにつながる可能性がある。

債務の予定発行(または基礎となる予定された金利支払い)は、銀行の破綻によって中断された(たとえば、進行中の交渉が停止される)適格なキャッシュ・フロー・ヘッジ関係において指定される場合がある。もしそうである場合、企業は、文書化されたヘッジ関係に基づいて、そのような中断が予定取引の時期または条件に与える影響を検討しなければならない。

• 企業は、銀行破綻にさらされている投資を保有しているか、または貸付関係を有しているか?

企業が破綻した銀行が発行した債券または株式への投資を保有している場合、企業はそのような投資の事後測定が影響を受けるかどうか、およびどのように 影響を受けるかを評価する必要がある。これは投資の分類によって異なる。償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして保有さ れている投資については、投資のステージングを含め、ECL への影響を検討する必要がある。その他の投資については、企業は投資の公正価値の変動への影響を評価しなければならない。

企業は、減損する可能性のある非金融資産を保有しているか?
 破綻した銀行に対してエクスポージャーを有する企業、またはエクスポージャーを有する企業との関係を有する企業は、非金融資産が減損しているかどうかを検討する必要があるかもしれない。非金融資産の減損に関連する追加の検討事項は、デロイトの *iGAAP in Focus* Closing Out 2022 を参照。

• 企業は追加開示を提供する必要があるか? 上記の流動性リスクの開示に加えて、破綻した銀行にエクスポージャーを有する企業は、以下の分野に特に注意を払う必要があるかもしれない。

継続企業

企業の重要性がある銀行との関係が、事象または状況により破綻に関する懸念が発生した金融機関とのものである場合、経営者は、企業が報告日から、 少なくとも 12 か月間は必要であるがそれに限定されずに、継続企業として存続できるかどうかを評価することが要求されるかもしれない。企業の継続企業とし ての存続能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状態に関する重要性がある不確実性を経営者が認識している場合、企業は当該不確実性 を開示しなければならない。

企業は、計画された対応策の実行可能性および有効性を含むすべての関連情報を検討した後、IAS 第 1 号 25 項に従って開示が要求される継続企業として存続する能力について実質的な疑義を生じさせる重要性がある不確実性はないと結論付けるかもしれない。しかし、IAS 第 1 号 122 項は、特に他の合理的な判断が異なる結論をもたらす可能性がある場合、IAS 第 1 号 25 項に従った重要性がある不確実性の開示は要求されないという結論に達するために、企業が行った重大な判断の開示を要求している。

後発事象

一般に、銀行破綻などの事象が報告期間の終了後に発生した場合、この事象は IAS 第 10 号「後発事象」で定義されている修正を要しない後発事象になる。このような事象は、財務諸表項目の認識または測定には反映されないが、重要性がある場合には開示が要求される。銀行破綻の内容が進化し、銀行のレジリエンスに関する詳細が明らかになるにつれて、企業は報告日以降、財務諸表の発行の承認日より前に利用可能になった情報を慎重に評価しなければならない。

信用リスクの集中

IFRS 第 7 号 34 項(c)は、リスクの集中に関する開示を要求している。リスクの集中は、類似の特徴を有し、経済状況またはその他の状況の変化に同じように影響を受ける金融商品から生じる。IFRS 第 7 号 88 項で説明されているように、リスクの集中度の開示には以下が含まれなければならない。

- 経営陣がどのように集中を判断するかの説明
- それぞれのリスクの集中を識別する共通の特徴の説明(相手方、地域、通貨または市場など)
- そうした特徴を共有するすべての金融商品に関連するリスク・エクスポージャーの金額

さらなる情報

このニュースレターの内容についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール (DART) は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

iGAAP on DART では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAPの<u>Beyond the numbers</u>は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮 しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、ここをクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、ここをクリックしてください。

Deloitte。 トーマツ.

デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマッコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンパーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンパーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンパーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンパーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンパーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガボール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のブライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。